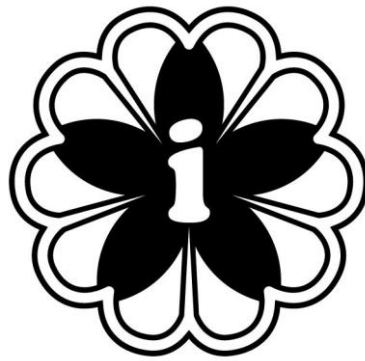


生徒のしおり
(A 部門 高等部)



石川県立いしかわ特別支援学校

Ishikawa Prefectural School for Students with Special Needs

目 次

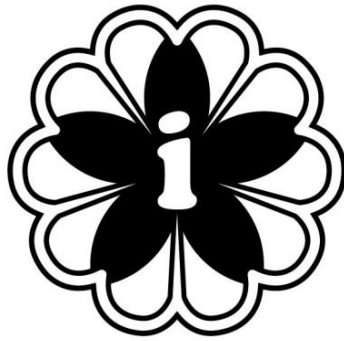
校 歌	1
校章の意味	2
生徒心得	3～6
生徒会会則	7～8
選挙規定	9～10

校 歌

原作詞 榊原 栄
作曲 池辺 晋一郎

- 一 かぜ 風そよぐ みどりゆた 緑豊かな か が ち 加賀の大地に
こころ 心とからだ つく 創るため
きぼう 希望をむねに われ つど 我らは集う
めぐ いのちの恵み かんしゃ 感謝して
きょう 今日 すがた の姿を み 見つめつつ
さあ とも 友よ ひと ひとみあげ
よろこびの うた 賛歌 うた 歌おう
- 二 ひかり 光さす みな も かがや 水面輝く かほくがた 河北潟
わざ 技と人 ひと を み が 研鑽くため
ゆめ 夢を われ いただいて つど 我らは集う
ひと 人の あい 愛に はぐく 育まれ
あす 将来の ひやく 飛躍を ちか 誓いつつ
さあ とも 友よ むね 胸をはり
じりつ 自立の しら 調べ かな 奏でよう

こしょう いみ
—校章の意味—



さくら
「桜」

さくら こ たち せいちょう きぼう あらわ はる
桜は、子ども達の成長や希望を表す「春」を
イメージする花であり、本校の所在地である森本地区を
だいひょう はな ほんこう しょざいち もりもとちく
代表する花でもあることから、いしかわとくべつしえんがっこう
の「校花・校木」とした。

「i」

さくら ちゅうしん もじ こ かたちど
桜の中心にある「i」の文字は、子どもを形取っ
ていると同時に、いしかわ かしらもじ ほん
校の校訓である自立「independence」の頭文字でもあ
る。

「5つのハート」

まわ かこ がっこう かぞく
周りを囲んでいる5つのハートは、「学校」「家族」
ちいき いりょう ともだち あらわ こ たち
「地域」「医療」「友達」を表し、子ども達がこれら5
つのあたたかいまなざしの中で成長・自立していく姿
をイメージしている。

せいとこころえ 〈生徒心得〉

ちゅうがくぶ こうとうぶ ねんかん べんきょう うんどう はげ じぶん しょうらい かんが
中学部・高等部の6年間は、勉強や運動に励み、自分の将来について考え
なければならぬ大切な時期です。有意義で充実した学校生活を送り、立派な
おとな ころ
大人になれるよう心がけましょう。

1 服装について

(1) 原則として、制服を着用してください。下に基本となるものを示し
ておきます。

《上》 【夏服】 白色のカッターシャツまたはポロシャツ (襟有り)

【冬服】 男女とも紺色のブレザー型 (ストレッチ性なし)

ブレザーの下に着用する服は白色のカッターシャツ

またはポロシャツ (襟有り)

《下》 【通年】 男女とも白黒の千鳥格子 (ストレッチ性なし)

① スラックス

② スカート

③ ラップキュロット

*事情があり、制服の着用が難しい場合やこれまで使用してき
た服を着用したい場合及び、別に制服として使用できるもの
を着用したい場合は、担任の先生と相談してください。

(2) 普段の学校生活では、活動しやすい服装を着用してもかまいません。

その際、コートやジャケット、靴、帽子などを含め、華美にならず活

動しやすい服装をしてください。

(3) 体操服や作業服は学校指定のものはありません。運動会などでは、学校から示された服装（体操服に準じた色や形）をしてください

*希望者は学校の体操服を購入することができます。

(4) 内履きシューズ、外履きシューズは学校指定のものを使用してください。指定のシューズを履くのが難しい場合、担任の先生と相談し、各自使いやすいものを使用してください。

(5) 髪を染めること、パーマをかけること、化粧、装身具（ピアス、指輪、大きなリボンなど）を身につけることは禁止します。

*制服、体操服の取扱店は(株)オートモ、シューズの取扱店は(株)山善です。追加購入する場合は、担任の先生に伝えてください。

【連絡先】(株)オートモ のだ店 (営業時間) 10:00~19:00

金沢市野田4丁目132 TEL 076-280-5050

(株)オートモ 間明店 (営業時間) 10:00~19:00

金沢市間明町1-233 TEL 076-292-3300

(株)山善 金沢市彦三町2丁目8-15 TEL 076-231-1005

(6) 名札、校章バッジは、制服に付けてください。

*自主通学時は付けなくても結構です。

(7) 自転車通学者は自転車通学用のステッカーを貼ってください。

ヘルメットを着用することがのぞましいです。

2 生徒証の取り扱いについて

- (1) 生徒証は、本校の生徒であることを証明するものです。通学や外出のときには必ず持って行ってください。
- (2) 生徒証をなくしたときは、すぐに学校に届けて再交付をしてください。

3 生活について (学校、家庭、施設など)

- (1) 礼儀正しい態度、言葉づかいで周りの人に接しましょう。
- (2) 清潔に気を配り、身の回りの整理整頓を心がけ、健康で安全な生活を送りましょう。
- (3) 学校へは必要のないものや貴重品を持ってこないようにしましょう。
- (4) 物をなくしたり、拾ったりしたときは、担任の先生に届けましょう。
- (5) 教室や学校のものを使用するときは、必ず先生の許可を受け、後始末をきちんとしてみましょう。
- (6) 時間を守り、規則正しい生活を送りましょう。
- (7) 学習時間や余暇時間を有意義に過ごしましょう。
- (8) 友達とはお互いの人格を尊重しあって、仲よく助け合いましょう。
- (9) 外出するときは、行き先や帰宅する時間などを家の人に必ず告げましょう。家の人への許可なく、友達を泊めたり、外泊をしたりしてはいけません。
- (10) コンサート、ゲームセンター、カラオケボックス、飲食店、ボウリング場、プール、映画館などへは、家の人と利用するルールや約束を決めてから行きましょう。
- (11) 友達同士でのお金の貸し借りはしない。
- (12) 交通ルールを守り、自動車、バイク、自転車などに注意しましょう。
- (13) 知らない人に声をかけられても絶対について行ってはいけません。

4 諸届しよとどけ

- (1) 欠席けっせき、早退そうたい、遅刻ちこくをするときは前まえもって（緊急きんきゆうの場合は当日朝8:20までに）学校がっこうに連絡れんらくをしてください。
- (2) スクールバス通学生つうがくせいで、下校時げこうじにスクールバスに乗らないときは、担任たんの先生せんせいに連絡れんらくしてください。また、1年ねんを通して公共こうきようの交通機関こうつうきかんを使って登下校する生徒せいとや、自宅じたくからスクールバスの停車場ていしやじようまでの間あいだを一人ひとりで登下校する生徒せいとは、「自主通学届じしゆつうがくとどけ」を提出ていしゆつしてください。
- (3) 下したに書いてあることは、必ず家かの人かならと相談いへしてから、担任ひとの先生そうだんに申し出たんてください。その後のち、所定しよていの手続きてつづをしてください。
- ・アルバイトをしたいとき
→ 「アルバイト許可願きよかねがい」
 - ・自動車じどうしゃやバイクうんてんめんきよの運転免許しゆとくを取得しゆとくするとき
→ 「自動車学校入校・通学許可願じどうしゃがっこうにゆうこう つうがくきよかねがい」
- (4) 携帯電話けいたいでんわを学がく習しゆうや登下校時とうげこうじの緊急きんきゆう連絡れんらくなどで使用しようするときには校内こうないへ持ち込もちこむことができます。「携帯電話持参届けいたいでんわじさんとどけ」を提出ていしゆつしてください。
(マナーを守り、トラブルまづに巻き込まれないように注意ちゆういしてください。)

5 その他た

- (1) 事故じこにあったときや事件じけんに巻き込まれたときは、すぐまに家かの人ひとや担任たんの先生せんせいに連絡れんらくしてください。
- (2) 学校生活がっこうせいかつや家いえなどで変わったことかや怖いことこわや嫌いやなことがあったら、気軽きがるにカウンセリング担当たんとうの先生せんせいに相談そうだんしてください。

学校の連絡先

076-258-1101

いしかわけんりつ とくべつしえんがっこうせいとかいかいそく
石川県立いしかわ特別支援学校生徒会会則

だい しょう そうそく
第1章 総則

だい しょう かい いしかわけんりつ とくべつしえんがっこうせいとかい
第1条 この会は、石川県立いしかわ特別支援学校生徒会といます。

だい しょう かい かいいん ほんこう せいと ちゅうがくぶ こうとうぶ ぜんいん
第2条 この会の会員は、本校の生徒（中学部・高等部）全員とします。

だい しょう かい じしゅてきかつどう さか きょうりよく あか がっこうせいかつ つく
第3条 この会は、自主的活動を盛んにし、協力して明るい学校生活を作る
ことを目的とします。

だい しょう かい つぎ きかん
第4条 この会には、次の機関をおきます。

(1) 総会 (2) 役員会 (3) 常任委員会

だい しょう そうかい ぜんかいいん こうせい かいちよう ぜんきこうきかく かいいていれいそうかい
第5条 総会は全会員によって構成され、会長が前期後期各1回定例総会を
しょうしゅう かい じゅうようじこう けつてい
招集し、会の重要事項を決定します。

だい しょう そうかい ぜんかいいん ぶん いじょう しゅつせき せいりつ ぎけつ
第6条 総会は全会員の3分の2以上の出席によって成立します。また議決
には出席者の過半数を必要とします。

だい しょう そうかい ぎちよう かいいん えら きろく せいとかい やくいん おこな
第7条 総会の議長は会員から選び、記録は生徒会の役員が行います。

だい しょう やくいん
第2章 役員

だい しょう かい つぎ やくいん
第8条 この会には、次の役員をおきます。

かいちよう めい こうとうぶ めい ぜんき ぶもん こうき ぶもん
会長 1名 高等部1名（前期：A部門 後期：B部門）

ふくかいちよう めい かくぶもん めい ちゅうがくぶ めい こうとうぶ めい
副会長 4名 各部門2名（中学部1名、高等部1名）

しょき めい かくぶもん めい ちゅうがくぶ めい こうとうぶ めい
書記 4名 各部門2名（中学部1名、高等部1名）

だい しょう やくいん ぜんかいいん せんきよ せんしゅつ せんしゅつ やくいん こうちよう
第9条 役員は全会員の選挙によって選出されます。選出された役員は校長
にんめい
によって任命されます。

だい しょう やくいん やくいんかい ひら つぎ しごと ぶんたん
第10条 役員は役員会を開き、次の仕事を分担します。

かいちよう かい だいひよう かい ぜんたい しごと
(1) 会長は、この会を代表し、会の全体の仕事をまとめます。

ふくかいちよう かいちよう たす かいちよう ばあい か
(2) 副会長は会長を助け、会長がいない場合はその代わりをします。

しょき かいちよう ふくかいちよう たす そうかい きろく せいり
(3) 書記は会長・副会長を助け、総会の記録・整理をします。

だい しょう やくいん にんき はんとし さいせん かいちよう
第11条 役員任期は半年としますが、再選してもかまいません。（会長を

のぞ
除く)

第3章 常任委員会

第12条 常任委員会は次の活動に分かれて、必要な時に開催し、記録を保管
します。

- (1) 図書委員会は、読書や図書室に関する活動を行います。
- (2) 放送委員会は、校内放送や行事の時の放送などの活動を行います。
- (3) 保健委員会は、校内美化や保健衛生に関する活動を行います。
- (4) 体育委員会は、体育館用具室やグラウンド倉庫の整理などの
活動をします。
- (5) 環境整備委員会は、学校環境に関する活動を行います。

第13条 常任委員会は、委員の中から委員長1名、副委員長2名を選びます。

第14条 委員長は委員会を運営し、生徒会役員と十分に連絡をとって委員会
活動をすすめます。

第15条 委員の任期は原則として1年とします。委員長、副委員長の任期は
原則として半年としますが、同じ人が続けることもできます。

第4章 経費

第16条 この会の経費は、PTAからの活動費をあてます。

第17条 この会の会計年度は4月1日より3月31日までとします。

第5章 改正

第18条 会則の改正には会員の過半数の賛成が必要です。

第19条 この会の運営に必要な選挙方法などの規約は別に定めます。

第20条 総会で決定された事項は校長の承認が必要です。

第6章 付則

第21条 この会則は令和2年2月17日から実施します。

石川県立いしかわ特別支援学校選挙規定

第1章 総則

第1条 生徒会役員はこの選挙規定に従って選挙され、校長の承認を受けま
す。

第2章 目的

第2条 この規定は、生徒会役員選挙を民主的に行い、生徒会の発展を図るこ
とを目的とします。

第3章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員は各学年から1名選びます。

第4条 選挙管理委員会は、次のことを実行します。

- (1) 選挙公示
- (2) 立候補者の受付とポスターによる発表
- (3) 立ち会い演説会の運営
- (4) 投票、開票などの管理
- (5) 当選告示
- (6) その他

第5条 選挙管理委員会は第1回選挙管理委員会開催から2週間以内に選挙
を実施し、当選告示が終わった後、解散します。

第6条 選挙管理委員は、生徒会役員に立候補できません。

第4章 立候補

第7条 立候補者には応援演説者をつけることができます。

第8条 立候補者は選挙管理委員会により定められた日までに、立候補届け出
用紙に所定事項を記入し、選挙管理委員に提出しなければなりません。

第9条 重複立候補はできません。また、立候補者が定員に達しない場合は、
切日を延期することができます。

第5章 選挙

第10条 中学部、高等部の生徒はすべて選挙権と被選挙権があります。
ただし、高等部3年生は後期の生徒会役員には立候補できません。

第6章 選挙運動

第11条 選挙運動は、ポスター、演説などで行うことができます。
ポスターは、選挙管理委員の指示に従い掲示し、制限枚数を超えない
こととします。

第7章 当選と当選告示

第12条 当選は最高得票者とします。ただし、得票数が同数の場合は候補者に
よるくじで当選者を決めます。

第13条 立候補者数が定員と同数の場合は、信任投票を行います。信任投票は、
会員の過半数の得票で信任されたものとします。

第8章 付則

第14条 この規定は平成30年5月14日から実行します。